

令和5年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	9
国 民 健 康 保 險 事 業	11
住 宅 事 業	13
介 護 保 險 事 業	15
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	17

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	19
水 道 事 業	23
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	31
簡 易 水 道 事 業	33

令和5年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,257,011千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,671,354 1,671,354
2 国庫支出金	1 国庫補助金	240 240
3 道支出金	1 道補助金	10,241,931 10,241,931
4 財産収入	1 財産運用収入	129 129
5 繰入金	1 一般会計繰入金 2 基金繰入金	1,338,347 1,146,437 191,910
6 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑	5,010 510 4,500
歳入	合計	13,257,011

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	370,604 370,604
2 保険給付費	1 療養諸費 2 出産育児等諸費	10,023,202 9,990,771 32,431
3 国民健康保険事業費 納付	1 国民健康保険事業費 納付	2,852,085 2,852,085
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	3 3
5 基金積立金	1 基金積立金	129 129
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金 2 返還	9,988 7,500 2,488
7 予備費	1 予備費	1,000 1,000
歳出	合計	13,257,011

令和5年度 小樽市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	388 床
(2) 年間入院患者数	126,270 人
(3) 年間外来患者数	213,840 人
(4) 一日平均入院患者数	345 人
(5) 一日平均外来患者数	880 人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器購入費 310,300 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	12,477,814 千円
第1項 医 業 収 益	11,471,538 千円
第2項 医 業 外 収 益	900,121 千円

第3項 附 帯 事 業 収 益 105,955 千円

第4項 特 別 利 益 200 千円

支 出

第1款 病院事業費用 13,557,890 千円

第1項 医 業 費 用 13,039,887 千円

第2項 医 業 外 費 用 390,113 千円

第3項 附 帯 事 業 費 用 122,221 千円

第4項 特 別 損 失 5,669 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額300,122千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額590千円及び過年度分損益勘定留保資金299,532千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 756,927 千円

第1項 企 業 債 310,300 千円

第2項 他 会 計 出 資 金 446,626 千円

第3項 基 金 収 入 1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,057,049 千円
第1項 建設改良費	310,300 千円
第2項 企業債償還金	725,148 千円
第3項 長期貸付金	21,600 千円
第4項 積立金	1 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業費	千円 310,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和6年度から据置期間を含め 30 年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用（給与費）及び附帯事業費用（給与費）の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用（材料費及び経費）の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用（消費税及び地方消費税）の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 6,615,211 千円
- (2) 交際費 500 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、220,811 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,467,296千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	CTスキャナ	一式

令和5年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	60,700 世帯
(2) 年間総給水量	13,900 千m ³
(3) 一日平均給水量	37,978 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	
イ 配水管整備事業	
事業費	330,289 千円
事業概要	市内一円配水管整備
ロ 改良事業	
事業費	832,734 千円
事業概要	低区配水池築造工事 ほか
ハ 導・送水管整備事業	
事業費	393,863 千円
事業概要	豊倉送水管布設工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,800,342 千円
第1項 営業収益		2,555,895 千円
第2項 営業外収益		244,347 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,684,270 千円
第1項 営業費用		2,463,029 千円
第2項 営業外費用		210,141 千円
第3項 特別損失		1,100 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,167,631千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133,822千円、減債積立金255,594千円、過年度分損益勘定留保資金778,215千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,519,897 千円
第1項 企業債	1,191,700 千円
第2項 交付金	44,900 千円
第3項 他会計出資金	9,600 千円
第4項 他会計補助金	324 千円
第5項 工事負担金	273,273 千円
第6項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,687,528 千円
第1項 建設改良費	1,586,796 千円
第2項 企業債償還金	1,100,732 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場建築改修事業費	令和6年度	千円 220,000
銭函浄水場外5箇所電気設備更新事業費	令和6年度	138,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 1,191,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和6年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 549,781 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,022 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、38,789 千円と定める。

令和5年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	58,000 戸
(2) 年間総排水量	17,900 千m ³
(3) 一日平均排水量	48,907 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

イ 築造工事費

事業費 1,941,389 千円

事業概要
 污水管整備
 中央処理区污水管改築工事 ほか
 雨水管整備
 下水道マンホール蓋改築その2工事
 ポンプ場設備の更新
 勝納汚水中継ポンプ場
 機械設備(汚水中継ポンプ設備)工事 ほか
 処理場設備の更新等
 中央下水終末処理場水処理施設
 機械設備(脱臭設備)工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)5,300千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,523,692 千円
第1項 営業収益	2,012,999 千円
第2項 営業外収益	1,510,593 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,744,696 千円
第1項 営業費用	3,650,633 千円
第2項 営業外費用	87,963 千円
第3項 特別損失	1,100 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,046,988千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額170,409千円、過年度分損益勘定留保資金

426,193千円、当年度分損益勘定留保資金 450,386千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,428,493 千円
第1項 企業債	1,046,500 千円
第2項 交付金	756,600 千円
第3項 他会計出資金	241,228 千円
第4項 他会計負担金	119 千円
第5項 他会計補助金	516 千円
第6項 受益者負担金	159 千円
第7項 工事負担金	139,100 千円
第8項 貸付金償還金	244,171 千円
第9項 固定資産売却代	100 千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,475,481 千円
第1項 建設改良費	1,942,946 千円
第2項 企業債償還金	1,527,085 千円
第3項 貸付金	5,450 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央下水終末処理場水処理施設 電気設備更新事業費	令和6年度	千円 260,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費 下水道事業債 (特別措置分)	千円 994,100 57,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和6年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 237,067千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、592,309千円である。

令和5年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	58,300 t
イ がれき類等	8,600 t
ロ 廃プラスチック類等	4,900 t
ハ 土 砂	44,800 t
(2) 一日平均埋立処分量	229 t
イ がれき類等	34 t
ロ 廃プラスチック類等	19 t
ハ 土 砂	176 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 産業廃棄物等処分事業収益	155,409 千円
------------------	------------

第1項 営業収益 153,857 千円

第2項 営業外収益 1,552 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用 150,691 千円

第1項 営業費用 145,907 千円

第2項 営業外費用 3,784 千円

第3項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 20,000 千円

第1項 貸付金償還金 20,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 7,139 千円

第1項 建設改良費 7,139 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

26,956 千円

令和5年度 小樽市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	66 社
(2) 年間総給水量	304 千m ³
(3) 一日平均給水量	831 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 簡易水道事業収益	153,029 千円
第1項 営業収益	76,425 千円
第2項 営業外収益	76,604 千円
支 出	
第1款 簡易水道事業費用	157,944 千円
第1項 営業費用	153,019 千円
第2項 営業外費用	3,825 千円

第3項 特別損失 100 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 31,640 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 58 千円及び当年度分損益勘定留保資金 31,582 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	129,843 千円
第1項 道補助金	67,064 千円
第2項 他会計出資金	29,246 千円
第3項 他会計補助金	33,533 千円
支 出	
第1款 資本的支出	161,483 千円
第1項 建設改良費	638 千円
第2項 企業債償還金	60,248 千円
第3項 出資金	100,597 千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,339 千円

(他会計からの補助金)

第8条 簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、109,288 千円である。